

旅館業許可申請に係る必要書類等

1. 旅館業許可申請書（様式第1号）
2. 施設の構造設備を明らかにした平面図及び立面図
3. 施設の構造設備の概要（別紙様式）
4. 付近の見取り図
施設の周囲おおむね200mの区域がわかる図面
※おおむね100mの区域内に学校、保育所及び博物館がある場合は、その距離を明示すること。
5. 消防法令適合通知書（消防署等）
消防機関が県知事（保健所長）あてに交付する通知の原本
消防設備の検査済証ではありません。
※海部消防組合消防本部 0884-72-0600 牟岐町
6. 建築基準法第7条第5項に基づく検査済証
施主あてに交付される「検査済証」の写し
※阿南県土整備事務所 企画担当 0884-24-4212
7. 既存の建物を使用する場合で、ホテル・旅館（簡易宿所を含む）へ用途変更する場合（建築基準法第87条等）

○用途変更する床面積が200㎡を超える場合
・用途変更に係る「確認済証」の写し
※阿南県土整備事務所 企画担当 0884-24-4212

○用途変更する床面積が200㎡以下の場合
・建築基準関係規定に適合している旨の建築士による証明書
8. 申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書原本
9. 井戸水等を飲料水として使用する場合は、水質検査の結果（写し）
※飲用に適合すること
10. 申請手数料¥22,000（徳島県収入証紙）

11. その他

(1) 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出

工事着工 60 日前に届出

※南部環境保全室 0884-28-9858

(2) 飲食店営業の許可申請

宿泊者等に飲食の提供を行う場合は、飲食店営業の許可が必要です。

申請手数料 ¥ 18,000 (徳島県収入証紙)

※美波保健所 生活衛生担当 0884-74-7343

(3) 特定建築物の届出

延べ面積が 3,000 m²以上の建築物の場合に使用することとなってから
1 ヶ月以内に届出

※美波保健所 生活衛生担当 0884-74-7343

(4) 公衆浴場の許可

宿泊者以外についても入浴できるようにする場合は、公衆浴場法の許可が
必要です。

申請手数料 (公衆浴場許可) ¥ 22,000 (徳島県収入証紙)

※美波保健所 生活衛生担当 0884-74-7343

(5) 温泉利用許可

浴槽水に温泉水を利用する場合は、温泉利用許可が必要です。

公衆浴場の許可を取得している場合や旅館の入浴施設であっても温泉水
を利用する場合は利用許可が必要です。

申請手数料 (温泉利用許可) ¥ 35,000 (徳島県収入証紙)

※温泉利用許可についての問合せ先

保健福祉部薬務課血液・麻薬担当 088-621-2233